

「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に対する意見

経営法友会

今回の「商業登記規則等の一部を改正する省令案」（以下「本改正案」という）は、住所非表示措置の適用対象を株式会社以外の会社・各種法人等にも拡大するとともに、対象者を会社の代表者等および支配人に拡大するものである。この方向性は、個人のプライバシー保護および安全確保の観点から一定の評価ができる。

もっとも、経営法友会*として、2024年1月25日付『「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に対する意見』（以下「2024年1月25日付意見」という）において提起した懸念、すなわち、過去の代表者等および過去の支配人の住所が引き続き表示されうること、ならびに住所非表示措置の申出が登記申請時に限定されていることについては、なお十分な手当てがなされていない。

したがって、本改正案については、以下の点につき、さらなる改善を希望する。

* 経営法友会（代表幹事：高野雄市（三井物産株式会社））は、1971年に「企業法務実務担当者の情報交換の場」として発足し、法務機能を持つ企業等による会員組織として、企業の法務部門の充実強化を目的とした活動とともに、各省庁・関係団体に対し実務的見地からの意見提言・意見交換を行っており、現在、会員数は1400社を超える（2026年8月現在）。

【意見】

本改正案の目的が、個人の住所が登記情報として表示されることによって生じるプライバシー侵害や安全上のリスクに対する手当てだとすれば、代表者等住所非表示措置（本改正案31条の3第1項本文。以下「住所非表示措置」という）の対象は、現在の代表者等および今回新たに対象とされる現在の支配人の住所に限るべきではない。登記事項証明書等および登記情報提供サービスにおいて表示される代表者等および支配人の個人住所については、現在の者に限らず、過去の者の住所も含めて住所非表示措置の対象として追加すべきである。

また、住所非表示措置の申出については、住所が登記される登記申請その他一定の登記申請と同時にを行う場合に限らず、住所非表示措置のみを単独で申し出ることができるようにすべきである。

【理由】

2024年1月25日付意見において指摘した、以下の弊害および制度上の問題が、今回の改正によっても解消されない。

(1) 個人の住所が表示されることにより想定される弊害

登記情報として代表者等や支配人の個人の住所が表示されていることによって、以下のような弊害が生じているところである。

- ① 代表者等や支配人の個人の住所情報が SNS 等で簡単に拡散される
- ② 報道関係者、取引関係者、悪意のある第三者その他の者によって、代表者等や支配人の個人の自宅やその周辺で執拗な訪問・取材を受ける
- ③ 郵便物が一方的に送付されたり、郵便物を盗難されたりするなどの嫌がらせ行為を受ける
- ④ 代表者等や支配人自らおよび同居の家族が、自宅住所が公表されていることにより恐怖心を感じる

今後、インターネットでの登記情報の閲覧の増加が見込まれることを踏まえると、適切な手当てをする必要性は高まっている。これらのリスクは、一個人が企業の代表者等や支配人となることの対価として受忍すべき範囲を超えるものであり、より実効的な保護が必要である。

(2) 過去の住所情報についても非表示措置の対象とすべきこと

本改正案によって現在の代表者等および支配人の住所を非表示とすることが可能となったとしても、過去の住所情報が引き続き表示されるのであれば、制度の実効性は大きく損なわれる。たとえば、代表取締役が重任した場合、本改正案の下で住所非表示措置を申し出たとしても、履歴事項証明書には過去の任期に係る住所情報がなお表示される。この場合、実質的には当該個人の住所情報を把握することが可能であり、住所非表示措置の趣旨は十分に達成されない。

また、過去の代表者等および支配人については、就任時に住所非表示措置を選択する機会が存在しなかった場合も少なくない。かかる者については、本来望まないにもかかわらず住所情報が公開され続けている状況に置かれている。

他方で、取引の相手方または紛争等に関係する第三者の救済において、過去の代表者等または支配人の住所表示が必要となる場面は限定的である。その必要性は、インターネット等を通じて住所情報が広く取得されることによるプライバシー侵害や、安全上のリスクを大きく下回るものと考えられる。もちろん、金融機関による与信判断その他の取引安全の観点から住所情報へのアクセスが必要とされる場面が存在することは否定しない。しかし、その必要性は、登記事項証明書等を通じて広く一般に住所情報を開示し続けることによってのみ実現されるものではなく、正当な利害関係または公的必要性が認められる場合に限り、本人確認その他の適切な手続を経て利用可能とする仕組みにより確保することも十分に考えられる。

したがって、一般公開に伴うプライバシー侵害および安全上のリスクとの比較衡量においては、過去の住所についても非表示措置の対象とすることが相当である。

(3) 住所非表示措置のみを単独で申し出ることを可能とすべきこと

本改正案では、住所非表示措置の申出は、原則として住所に関する登記を伴う登記申請その他の一定の登記申請と同時にを行うことが前提とされており、住所非表示措置のみを単独で申し出るこ

とは認められていない。

しかしながら、非公開会社においては取締役の任期を延長している例も多く、代表者に関する登記申請が長期間行われない場合がある。その結果、住所非表示措置を希望しても、申出の機会が長期間到来しないことがありうる。

特に支配人については、会社法上任期の定めがないため、選任時に住所非表示措置の申出を行わなかった場合、その後に住所変更等の事情が生じない限り、申出を行う機会がない可能性がある。

さらに、住所非表示措置の終了については、住所非表示措置を希望しない旨の申出を単独で行うことが認められている一方、開始については住所が登記される登記申請と同時に行う場合に限られている。このように開始と終了について異なる取扱いを設ける合理的理由は必ずしも明らかではない。

制度の均衡等の観点からは、必要な要件を満たすことを前提として、開始についても登記申請と切り離して単独申出を認めることが相当である。

(4) まとめ

本改正案によって住所非表示措置の対象者が拡大されること自体は評価できるが、その趣旨を真に実効的なものとするためには、過去の住所情報の取扱いおよび単独申出の可否についても引き続き検討が行われることを強く要望する。